

大分県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律事務処理要領

平成29年 3月31日 制定
令和 元年11月16日 改正
令和 3年 4月 1日 改正
令和 5年 4月 1日 改正
令和 7年 4月 1日 改正

(目 的)

第1条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定により大分県知事（以下「知事」という。）が行う適合性判定及び認定申請等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 規則 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則をいう。
- 二 適合性判定 法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。
- 三 向上計画認定 法第29条第1項に規定する認定をいう。
- 四 向上計画認定基準 法第30条第1項に規定する基準をいう。
- 五 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関をいう。
- 六 BELS 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国交省告示第489号）に規定する、建築物エネルギー消費性能の評価について所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関と同等以上の能力を有する機関のうち、一般社団法人住宅性能評価・表示協会の登録を受けた機関（BELS評価機関）が行う建築物省エネルギー性能表示制度をいう。

(一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分)

第3条 次に掲げる室用途等を含む建築物において、適合性判定については、当該室用途等の部分の一次エネルギー消費量については算定対象としない。

- 一 工場における生産エリア
- 二 倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室

- 三 データセンタにおける電算機室
 - 四 大学・研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室
 - 五 算定対象としない建築物の部分に附属して設置され、一体不可分で利用される昇降機
 - 六 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第21条第6号又は第7号に掲げる作業室（石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場を除く。）その他これらに類する室
 - 七 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114条）第6条第1項に規定する感染症に対応するための診察室、検査室、隔離室、病室、無菌室その他これらに類する室
 - 八 空気膜構造を有する建築物（屋根など一部のみが空気膜構造となっており、かつ空気膜構造ではない異素材の柱若しくは壁を有する建築物を除く。）であって屋内に空調設備を設置しないもの
 - 九 送配電インフラが未整備であることにより電化されていない地域に立地する建築物
 - 十 その他知事が認めるもの
- 2 共同住宅における適合性判定又は向上計画認定の申請について、共用部分を計算しない評価方法により建築物の省エネ性能を算出した場合の手数料は、当該共同住宅のうち共用部分を除いた住宅部分のみで算出する。

（知事が認める機関の技術審査）

第4条 向上計画認定を受けようとする者は、当該申請を行う前に、次に掲げる機関による技術審査を受けることができる。

- 一 住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分の場合 登録住宅性能評価機関
- 二 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

（向上計画認定における添付図書）

第5条 規則第20条第1項の規定により所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に定めるものとする。

- 一 前条の技術審査を受けた場合にあつては、建築物エネルギー消費性能向上計画が、向上計画認定基準に適合していることについて、機関の交付する証明書
- 二 その他所管行政庁が必要と認める図書

- 2 規則第20条第3項の規定により所管行政庁が不要と認める図書は、同条第1項の表(い)欄に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図を除く図書とする。

(構造計算適合性判定に準じた審査の実施等)

第6条 法第30条第2項の規定による申出があった場合（法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。）において、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定の対象となる建築物に係る計画であるときは、知事は構造計算適合性判定に準じた審査を行うものとする。

- 2 知事は、前項の審査を行う場合は、当該審査を構造計算適合性判定審査業務委託先に委託することができる。

(その他)

第7条 前条までの規定により難しい場合は、別途知事が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。